

出没が起きたら | 事前準備と現場対応



株式会社野生動物保護管理事務所
関西支社 支社長
中川 恒祐

1

本日の内容

- 市街地等出没の現状
- 現場対応
- 体制整備

2

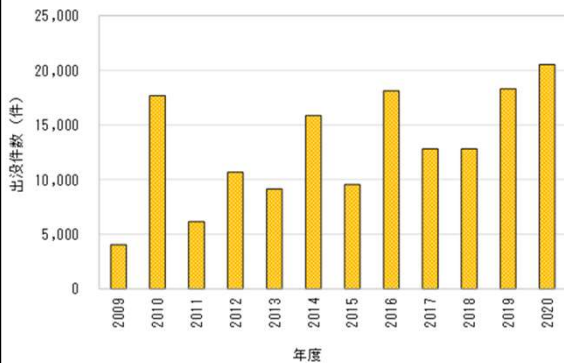
2

本日の内容

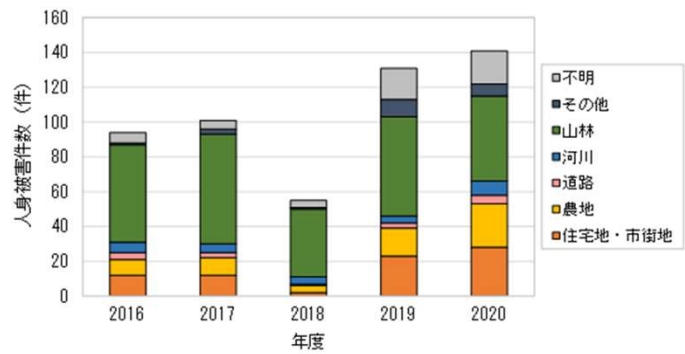
- 市街地等出没の現状
- 現場対応
- 体制構築・整備

出没の現状

- 出没が増加している
- 市街地や集落での出没が増加している（過去5年）



ツキノワグマの出没件数の推移



クマ類による人身被害発生場所の推移₄

クマ類の出没対応マニュアル-改訂版-（環境省，2021）より

集落出沒でどんなことが起きている？



銀杏に執着



養蜂被害



カキの被害



庭先の生ごみ被害



彷徨う

5

5

市街地出沒でどんなことが起きている？



走り回る



木に登る



餌に執着



籠城する

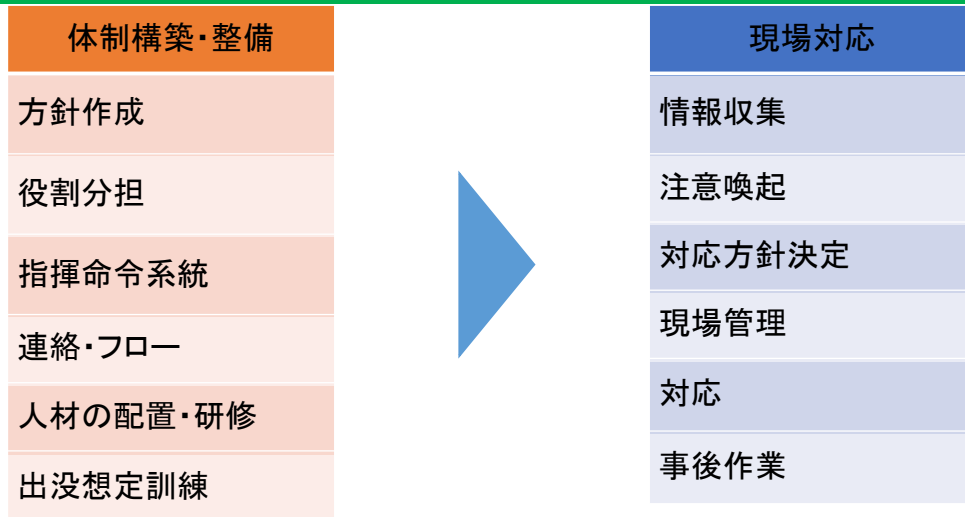


動けない

6

6

どんな準備をして、どう対応するか



7

7

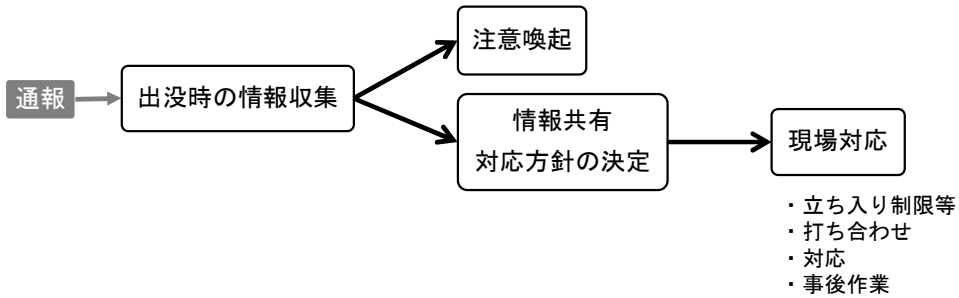
本日の内容

- 市街地等出沒の現状
- 現場対応
- 体制構築・整備

8

8

出没の現場対応



9

9

出没時の情報収集

- 出没の一報が寄せられた際は、目撃者から現場の状況を聞き取る。
- 集落では姿が見えなくなることが一般的なので、情報の蓄積が対策に有用。

項目	詳細
通報者の情報	氏名、連絡先
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	
出没場所の情報	地番（位置座標）、環境、誘引物
目撃したクマの情報	頭数（親子）、大きさ、クマの行動、人慣れ程度
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応
対策内容（出没を受けて実施）	注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲
対策内容（出没前から実施）	誘引物除去（具体的に）、刈払い、その他（具体的に）
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度


10

10

注意喚起

- 人の生活圏にクマ類が出没した場合は、住民に対する注意喚起が必要。
- 住民への注意喚起は、緊急性に応じて、方法を選択。

高
緊急性
低

- 
- ・ 広報車、戸別訪問
 - ・ 防災無線、防災メール
 - ・ 回覧板、自治会への連絡、学校への周知、看板の設置
 - ・ 都道府県のホームページ（出没マップ等）、市町村のホームページ

11

11

情報共有と対応方針の決定

- 出没時は、連絡体制図やフロー図に従い関係者間で情報共有。
- 特に集落内や市街地に出没した緊急対応の場合は、速やかに伝達することが重要。
- 事前に作成した対応方針に基づき、出没事案に対する対応方針、対応方法を決定。

12

12

対応方法の選択肢



13

13

対応方法：追払い

	追払い
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 花火、動物駆逐用煙火、ゴム弾などを用いて、出没個体を追い払う方法
使用者に必要な資格・許可	<ul style="list-style-type: none"> 花火：不要 動物駆逐用煙火：毎年の保安講習の受講 ゴム弾：有害鳥獣捕獲許可、銃砲所持許可、猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票
長所	<ul style="list-style-type: none"> 花火や動物駆逐用煙火は住居集合地域等での使用の規制がないため、使用のハードルが低い 対象個体に当てる必要がないので、様々な状況で使用でき、高い技術も不要
適した状況	<ul style="list-style-type: none"> 近くに逃走経路となる山林がある状況
適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ゴム弾は猟銃を使用するため、住居集合地域等での使用は鳥獣保護管理法第38条の規制あり 移動放獣のように長距離移動させることができないため、出没場所に強い執着がある場合、再出没の可能性あり



公益財団法人 知床財団提供



14

対応方法：追い払い



15

15

対応方法：捕獲檻による捕獲

	捕獲檻による捕獲
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドラム缶檻やパンチングメタル檻などを使用して生け捕りにする方法
使用者に必要な資格・許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲許可
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居集合地域等での使用の規制がないため、使用のハードルが低い ・ 他の捕獲方法に比べると機材の扱いが簡単
適した状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭い範囲で繰り返し出没している場所 ・ 出没が夜間に限定される、現在出没していないなど緊急性が比較的高くない状況
適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟銃の使用が禁止されている場所では、薬殺や電気殺などの止め刺し方法を事前に検討 ・ 設置しても必ず捕獲できるとは限らない。特に、檻を警戒する個体や、学習している個体に対しては、捕獲の難易度が上がる



16

16

捕獲檻に対して警戒心を持つクマ・学習したクマ



ワナの扉が完全に閉まらないよう足を伸ばしてハチミンを取るゴンタ(2013年9月5日、高知県香美市)＝四国自然科学研究センター提供



17

17

捕獲檻の注意点


メンテナンスを忘れずに



18

18


対応方法：猟銃による捕獲

	猟銃による捕獲	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 火薬を使用して弾を発砲する致死的な捕獲方法 	
使用者に必要な資格・許可	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣捕獲許可 銃砲所持許可 猟銃用火薬類等譲受許可または猟銃用火薬類等無許可譲受票 	
長所	<ul style="list-style-type: none"> 出没しているその場で捕獲することができる 離れた距離から命中させることができる 	
適した状況	<ul style="list-style-type: none"> バックストップ（安土）が確保でき、跳弾の発生がない場所 	
適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> 殺傷力が強いので、周囲の安全に十分に注意 住居集合地域等での使用には警察官職務執行法の適用が必要（詳細は後述） 	

19

19

対応方法：麻醉銃による捕獲

	麻醉銃による捕獲	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 麻醉薬の入った投薬器を空気圧で発射して捕獲する方法 	
使用者に必要な資格・許可	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣捕獲許可 麻醉銃所持許可 危険猟法許可（薬品の種類や量によっては必要） 	
長所	<ul style="list-style-type: none"> 猟銃に比べると威力が非常に弱いため、弾の貫通や失中等による周囲への危険が少ない 	
適した状況	<ul style="list-style-type: none"> 屋内等の逃走できない場所や、逃走する姿を継続して視認できる場所 	
適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> 射程距離の20～30mまで近づく必要 命中してから麻醉が効き不動化するまでに約5～10分かかる 住居集合地域等での使用には警職法の適用または鳥獣保護管理法による麻醉銃猟の許可が必要（詳細は後述） 	

20

対応方法：麻酔銃による捕獲



21

21

対応方法：監視

	監視
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 出没個体に対して積極的な対応を取らずに、出没個体の動向を警戒する方法
使用者に必要な資格・許可	不要
長所	<ul style="list-style-type: none"> 車があれば特別な道具類や技術は必要ない。 危険を冒さずに、人や車の圧力で山に戻ることもある
適した状況	<ul style="list-style-type: none"> 他の方法が取れない場合や、差し迫った危険性がない場合
適用時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> 興奮させないように一定の距離を保ちながら、車から監視



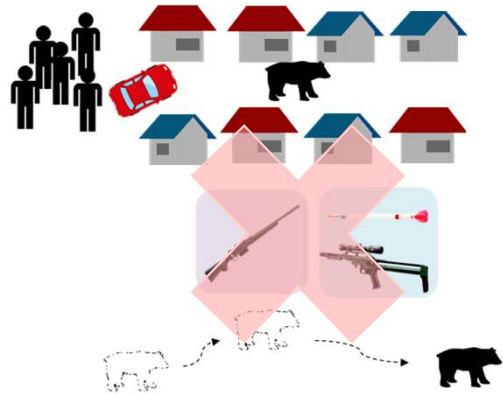
22

22

対応方法の選択

●各方法の選択は、以下の点などから判断

- 住民等の安全確保が基本
- 出没個体の行動や興奮度合い
- 緊急性の程度
- 人家や建造物の配置
- 出没場所の状況



●麻酔による生体捕獲が可能な場合は、放獣の可否について判断。

23

23

出没状況のパターンと対応方法

市街地や集落内部への出没

- 主に日中に継続して出没しているような状況を想定
- 市街地への侵入、住宅・施設での籠城、誘引物への居座りなどが該当
- 緊急対応が必要



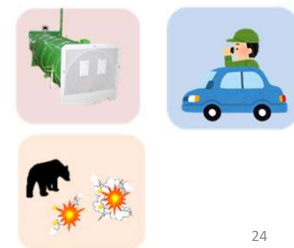
集落周辺等への日中の出没

- 農地等の集落周辺、山林内の観光地や施設へ、日中に出没している状況を想定
- 誘引物への居座り、人目のある場所の徘徊などが該当
- 日中の対応



集落周辺等への夜間の出没

- 集落周辺や集落内部、山林内の観光地や施設へ、夜間に出没している状況を想定
- 誘引物への居座り、痕跡や被害だけがある場合などが該当
- 日中や夜間の対応



24

※パターンに当てはまらない状況や、異なる対応を取ることもある

24

市街地や集落内部への出没の現場対応

- 現場管理
- 打合せ
- 出没個体への対応
- 対応後の作業

25

25

現場管理（主に行政担当者の役割）

- 立ち入り制限
 - 出没個体を確認してから対応作業が終わるまで
 - 出没個体から数百メートルの範囲
 - 住民、通行人、報道機関等が対象
 - 周辺住民への戸別訪問による要請
 - 車によるパトロール
 - 警察と共同して実施



26

現場管理（主に行政担当者の役割）

報道機関対応について

都市部にクマが出没した際の報道の在り方について（報道各社へのお願い）

2021年7月 発行

近年、クマ類による都市部への侵入が多く発生しております。札幌市においては、2019年に続き先日も市街地内部にヒグマが侵入する事例が発生しました。2019年には、ヒグマの出没状況を詳細に伝えようとクマの映像を獲って撮影しようとする状況が発生し、今回の事例では、一部の報道機関が車両でクマを追いかけて撮影する状況が放映されました。このような行為を通じて、人前に出没するクマの馴れを加速させたり、人を避けようとするクマを追跡することによりパニック状態にさせたりする可能性が懸念されます。その結果、人身事故を誘発する危険性があります。

報道各社には、以下の行動をお願いします。

- 1) 多人数による過剰な撮影行為はクマの馴れ（警戒心が薄くなること）を急激に加速することがあります。クマを目撃しても、接近したり、追跡したりしないようにしてください。また、ヘリやドローンの低空飛行、車や徒歩による追跡、先回りしてクマが進む方向を塞ぐなど取材行為によってクマを興奮させる恐れのある行為は、人身事故発生の危険があることから厳に慎んでください。
- 2) 周辺住民の方には出没の事実を伝え、外出を止めるなど注意の呼びかけを行ってください。また、クマの観察や撮影を目的に決して接近したり追跡したりしないように伝えてください。

日本クマネットワークホームページより（2021年7月）

クマを興奮させ人身事故を誘発させないように、報道機関の管理を行うことも重要



行政管理の下、立入制限を実施し、作業終了後に対応した事例

27

27

打合せ

●現場または現場近くで実施

●役割分担、指揮命令系統（次のスライド参照）

指揮命令者	情報を集約して全体を統括し、指示を出す。指揮命令者は現場対応に精通した者が望ましい。外部機関でも可。
対応者	銃等を使用して直接クマに対応する。豊富な対応経験とクマや道具類等への知識、安全管理への高い意識が求められる。
対応者補佐	対応者の補佐。対応者との的確な意思疎通が必要となる。
防護役	逃走経路を盾等で防ぐ。
監視役	住民等の入り込み防止、注意喚起や、クマが逃走した際の監視を行う。
調整役	周辺住民、警察、報道機関との調整や管理を行う。
警察	警職法による発砲指示（住居集合地域等の場合）通行止め等の措置の実施

- 指揮系統の明確化は必須
- 対応者と防護役の連携が重要

●配置

- 逃走の可能性がある場合、防護役と監視役の配置明確に

●対応時の動き

- 逃走時、攻撃時のクマの反応を想定して、対応を決めておく



28

28

指揮命令系統



29

出没個体への対応時の注意点～共通～

- クマを興奮させない
 - ・ 不必要に近づかない
 - ・ 大声を出さない
- 監視は出来る限り車中から
- 業務無線を配備し、迅速な情報共有
- 防護のための装備品の装着
安全装備なしの接近は非常に危険



30

対応手法ごとの注意点

●追払い

- ・ 逃走経路の確保
取り囲まない、住宅地内部で実施しない
- ・ 盾を持った補佐を横に配置



●猟銃

- ・ 市街地は跳弾に注意
- ・ バックストップを確保
弾が個体を貫通することも
- ・ 一段高い場所から発砲

●麻酔銃

- ・ 射的距離20～30mの接近が必要
盾を持った補佐を付ける
- ・ 麻酔の効果が出るまでに5～10分かかる
逃走できない場所、逃走経路が明確な障害物の少ない場所を実施

31

31

対応後の作業

- 安全確認後、立入制限等の措置を解除
- 周辺住民等へ対応結果について周知
- 出没記録、捕獲記録、対応記録等の報告のまとめ
- 関係機関へ情報共有
- 必要に応じて、報道機関への広報を実施

32

32

緊急対応事例：猟銃（秋田県）

クマ類出没対応マニュアル（環境省）より



対応地点の状況

矢印はクマが潜んでいた敷を示す
秋田県自然保護課提供

7時台 住宅地でクマの目撃

- 警察による追跡
- クマは廃屋近くの藪に隠れる
- 県専門職員が追い払い、麻酔銃検討も見送り
- 警察との協議により有害捕獲許可での捕獲決定
- 周囲の安全確保、打合せによる役割と動き確認
- クマの追い出し
- 住宅2階から実施隊員が撃ち下ろしにより捕獲完了

＜成功の要因＞

- ・住宅地で銃捕獲を実施しなかった
- ・人員配置と役割分担が適切にできた
- ・追い出し時にクマの移動方向を確保 他

33

33

緊急対応事例：麻酔銃



錦鯉用の餌を摂食。6時間居座る



34

34

緊急対応事例：麻酔銃



<計画>

手前のガラスから麻酔銃を発射
奥から7名が現れ、逃走経路ふさぐ

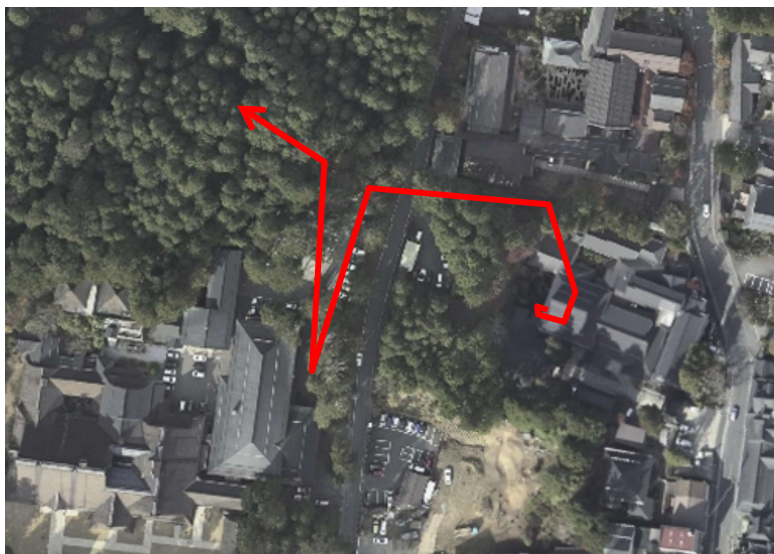
<結果>

奥から7名が現れ、逃走経路ふさぐ
軒下から建物の下

35

35

緊急対応事例：麻酔銃



<失敗の要因>

- 現状確認の不備
 専門家の視点必要
- 指揮命令系統の不備
 関係者間で指揮者が誰かの認識がない
 指示が十分に出来ない
 連携の取れた動きが出来ない

36

36

本日の内容

- 市街地等出没の現状
- 現場対応
- 体制構築・整備

37

37

出没状況に応じた対応方針の作成

- ゾーニングに基づく出没場所、人身被害の緊急性などに応じて、どのような対応をとるかを対応方針として事前に作成。

ゾーン	基本的な対応	問題度*1の高い個体	人身事故を発生させたまたは発生させる可能性が高い個体
コア生息地	捕獲は実施しない	防除対策を講じても効果なければ捕獲	捕獲
緩衝地帯	追い払い等非捕殺対応	防除対策を講じても効果なければ捕獲	捕獲
防除地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個体数水準1-2：追い払い等非捕殺対応中心 ・ 個体数水準3-4：農林水産業被害や人身事故発生地域は捕獲 	捕獲	捕獲
排除地域	捕獲	捕獲	捕獲

環境省ガイドライン におけるゾーンごとの捕獲の考え方をもとに設定した出没対応基準の例 ³⁸

38

役割分担

クマの出没時に、多くの関係者が連携して速やかに対応するために

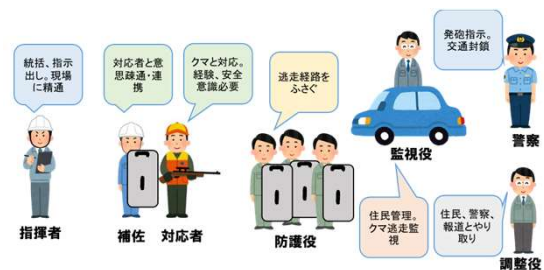
関係者	役割
都道府県	捕獲等に必要の許可手続き、対応方針の決定、現場管理、指揮命令系統整備、県民等への周知、報道機関への情報提供
市町村	住民等からの情報収集、出没地点周辺の住民への注意喚起や指示、現場管理
地元警察	パトロール、交通整理、警察官職務執行法に基づく指示
現場での出没個体への対応者 (狩猟団体等の関係団体、外部機関等を含む)	監視や追い払い、捕獲等の対応
住民関係者（自治会、学校等）	生徒の安全確保

39

指揮命令系統

事前に指揮命令系統を整備することで、統率の取れた動きが可能に

指揮命令者	情報を集約して全体を統括し、指示を出す。指揮命令者は現場対応に精通した者が望ましい。外部機関でも可。
対応者	銃等を使用して直接クマに対応する。豊富な対応経験とクマや道具類等への知識、安全管理への高い意識が求められる。
対応者補佐	対応者の補佐。対応者との的確な意思疎通が必要となる。
防護役	逃走経路を盾等で防ぐ。
監視役	住民等の入り込み防止、注意喚起や、クマが逃走した際の監視を行う。
調整役	周辺住民、警察、報道機関との調整や管理を行う。
警察	警職法による発砲指示（住居集合地域等の場合）通行止め等の措置の実施



- 緊急対応時は人数をしっかりと確保
- 緊急性が比較的低い時は、監視役を減らす、指揮命令者と調整役が兼ねるなどの対応も可

40

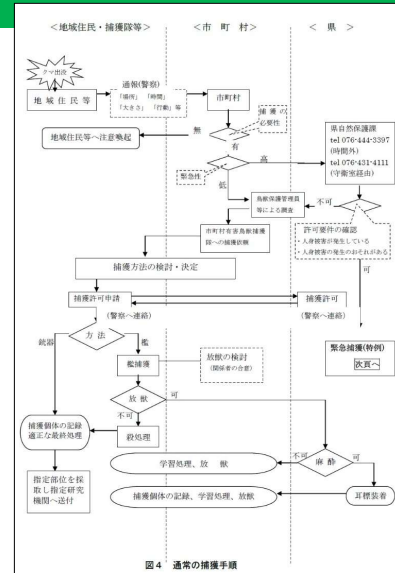
40

連絡・対応フローの構築

●対応フロー図の作成

- 出没から現場での対応や事後作業までの一連の流れ。
- 各段階における関係者等の役割。
- 人身被害の危険性が高い緊急対応事案への対応は、フロー図に入れることで、関係者等が協力して迅速な対応が可能に。

ex.集落内や市街地への出沒

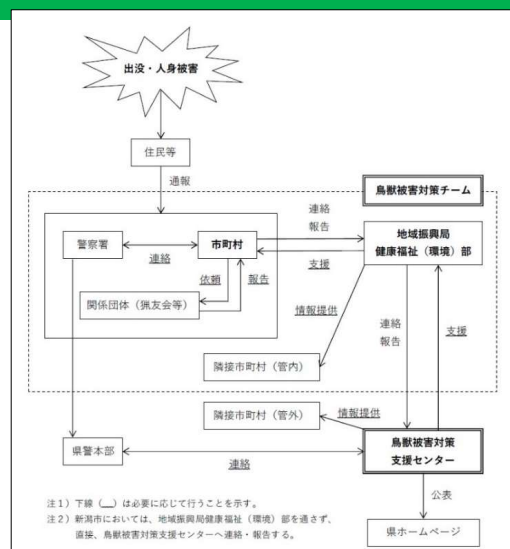


ツキノワグマ対策マニュアル(富山県)より

連絡体制の構築

●連絡体制図の作成

- 簡潔な図
- 関係者等の網羅
- 部内連絡の切り離し
 - 組織間の連絡体制図からは切り離した方が分かりやすい。
- 夜間休日等の連絡先
 - 平日と連絡先が異なる場合は、明示する。



新潟県ツキノワグマ出沒対応マニュアルより

出没対応人員の確保・配置

●クマの出没対応人員に求められるもの

- ・ 状況を見極め、判断する力
- ・ 安全への高い意識
- ・ 他者とコミュニケーションを取り、協力し合える能力
- ・ 対応方法ごとの知識（技術面、法令面）、技術、経験
求められるレベルは方法によって異なる
- ・ 必要な装備品

43

43

出没対応人員配置の形態とメリット・デメリット

人員配置の形態	メリット	デメリット
外部組織への委託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的技術を有する組織へ委託するため、人材育成の必要性がない。 ・ 雇用に比べて比較的安価。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書により業務範囲が決められ、追加的な依頼がしにくい。 ・ 委託先が近隣にない場合がある。 ・ 事案発生から到着までに時間がかかる場合がある。
非正規（嘱託）職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的幅広い業務に対応可能。 ・ 顔の見える関係で地元の理解が深まり、対策の推進が図れる。 ・ 正規職員よりも安価に配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修に費用と時間がかかる。 ・ 継続的な取組や人材確保に課題。
正規職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い業務に対応可能。 ・ 顔の見える関係で地元の理解が深まり、対策の推進が図れる。 ・ 継続的な取組が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の固定費用が必要。 ・ 研修に費用と時間がかかる。 ・ 育成しても異動がある。

- ・ 大切なことは、地域の実情に応じた人材を継続して配置すること。

44

44

クマの追い払い研修：鳥取県の事例

クマ類出没対応マニュアル（環境省）より



座学の様子
鳥取県提供



煙火取り扱い実習の様子
鳥取県提供

クマの追い払い中に発生した負傷事故を受けて、令和2（2020）年度に市町担当者を対象として毎年実施している煙火の保安講習と合わせて、クマの追い払い研修を実施した。専門家を講師として、実施体制や安全対策、効果的な追い払い方法について確認した。

45

45

出没想定訓練

- 関係者等の連絡体制や役割分担を機能させるため、研修や想定訓練を実施。

<机上訓練>

架空のシチュエーションを設定し、出没時の対応についてグループワーク形式で話し合う。

<現地訓練>

配置や動きについて、こういった状況が危険なのか、想定されるクマ類の動きに応じて、複数の対応策を検討する。

46

46

秋田県の事例

—事例 1-4-1— クマ出没対応の机上訓練（秋田県）

訓練では状況設定を行い、各機関の役割や連携、現場での動き方など、一連の流れを確認する内容となっている。訓練は「初動（通報から各方面への連絡・現地集合まで）」、「現地でのクマ発見まで」、「クマ発見から事態収束まで」の3段階に分けて意見交換を行う。「初動の段階」では、誰がどこに何の連絡をするか、集合場所の設定、必要な装備等の確認を行い、「現地でのクマの発見まで」では、誰がどのようにクマを捜索するか、クマを捜索している間、どのようなことをしなければならないか、などの意見交換を行う。「クマの発見から事態収束まで」では、周辺住民への対応、対応方法を決定するまでのクマの監視体制、対応方法の決定、実施体制の検討、安全の確認などを検討する。また、収束しなかった場合の想定として、他の場所に走っていった場合の対応についても確認する。

状況設定：午前7時 支援学校職員が出動してきたところ、裏の駐車場でクマを目撃。クマは校舎方面に向かった。どこに入り込んだかは怖くて確認できず。支援学校から警察に通報。



机上訓練での出没を想定した地域
秋田県自然保護課提供

47

47

市街地等での銃の使用に関する法令

- 市街地（住居集合地域等※）に出没したクマ類に対しては、通常、鳥獣保護管理法第38条第2項の規定に基づき、銃の使用は禁止されている。
- ただし、「警察官職務執行法第4条第1項」または「鳥獣保護管理法第38条の2（住居集合地域等における麻醉銃猟の許可）」が適用される場合にあつては、住居集合地域等において銃の使用が可能になる。

※住居集合地域等・・・住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所を指す（鳥獣保護管理法第38条第2項）。

48

48

警察官職務執行法

1. 警察官職務執行法による銃の使用

＜警察官職務執行法＞

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

- 警察官の指示により、住居集合地域等において発砲することが可能となる。
- 警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置としてクマ等を猟銃を使用して捕獲することも行い得る。

49

49

警察官職務執行法

1. 警察官職務執行法による銃の使用

■対応に備えた警察との連携体制整備

- 警察官職務執行法を適用するには、現場の警察官からの指示が必要になる。
- 事前に警察と協議を行い、同法を適用する際の対応や連絡体制等について、すり合わせておくことが重要。

50

50

警察官職務執行法

適用状況（令和元年）

- 適用事例は、1道1府13県の31件
- 場所別では、建物敷地内が9件、建物屋内が6件、住宅付近が5件
- 使用した銃種は、ライフル銃以外の猟銃が約72%、麻醉銃が約15%、ライフル銃が約13%

51

51

鳥獣保護管理法

2. 鳥獣保護管理法に基づく住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

＜鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律＞
第三十八条の二 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない

① 必要な許可

A) 鳥獣の捕獲等の許可（同法第9条第2項に基づく申請）

B) 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（同法第38条の2第2項に基づく申請）

ただし、許可権限が市町村長に移譲されている場合は、申請先の事前確認が必要になる。許可に当たっては、安全確保の観点から都道府県知事は都道府県公安委員会の助言を受けることとされている。

C) 危険猟法の許可（同法第37条第2項に基づく申請）

麻醉薬の種類および量により危険猟法に該当する場合に限る ※通常クマ類の不動化に必要な麻醉量は危険猟法には該当しない。

- 緊急対応的に住居集合地域等で麻醉銃猟を実施する必要がある場合は、速やかにA,Bの許可手続きを実施する必要がある。

52

52

鳥獣保護管理法

2. 鳥獣保護管理法に基づく住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

② 事前の体制整備

- 役割分担、連絡体制の整備、関係機関との調整が重要。
- 麻醉銃猟の作業者は、麻醉銃の所持許可を得ている必要がある。
- 作業者は野生鳥獣に対する麻醉銃猟の経験、技術、実績及び麻醉薬に関する知識等を有していることが望ましい

53

53

市街地等での出沒対応の課題と今後

- 市街地出沒の原因は未解明 → 研究者の協力が必要
- 対応の方法論が未確立 → 情報収集と共有により、具体的な方法整理を進める
- 現場対応可能な人材が不足 → 育成体制の確立・普及と予算
- 警職法の適用にハードル → 連携会議や合同勉強会、所轄署レベルの理解促進

54

54

ご清聴ありがとうございました

55